

2017年
9月版

漁獲共済

採貝採藻業・漁船漁業・定置漁業の経営安定に

1 「ぎょさい」制度とは

- 漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とした「漁業災害補償法」に基づく共済制度です。
- 国の災害対策や漁業振興策として重要な役割を担っていることから、国などが共済掛金の補助を行っています。

2 漁獲共済とは

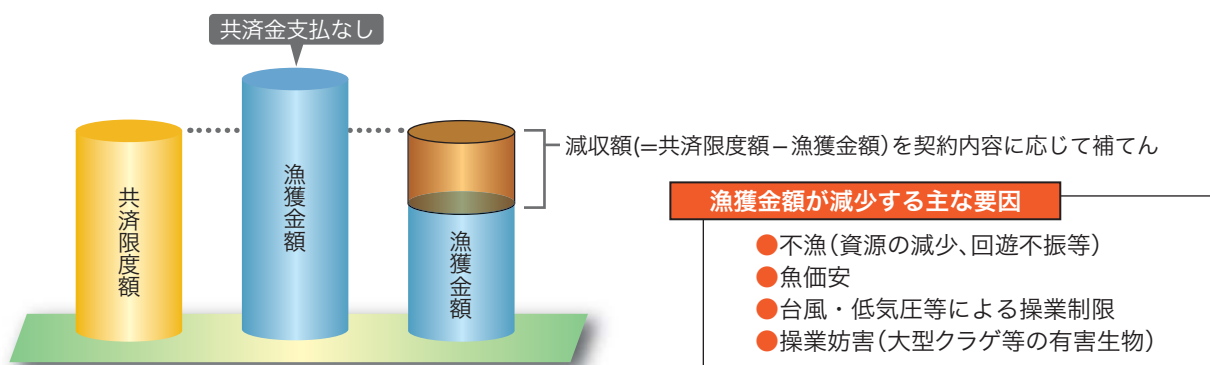
不漁、魚価安、自然災害等による漁獲金額の減少を補てんする制度です。

【漁獲共済の対象となる漁業】

区分	漁業種類
1号漁業	採貝採藻業（あわび、わかめ、こんぶ、てんぐさ）
2号漁業	漁船漁業（捕鯨業を除く。）、定置漁業

3 補償内容

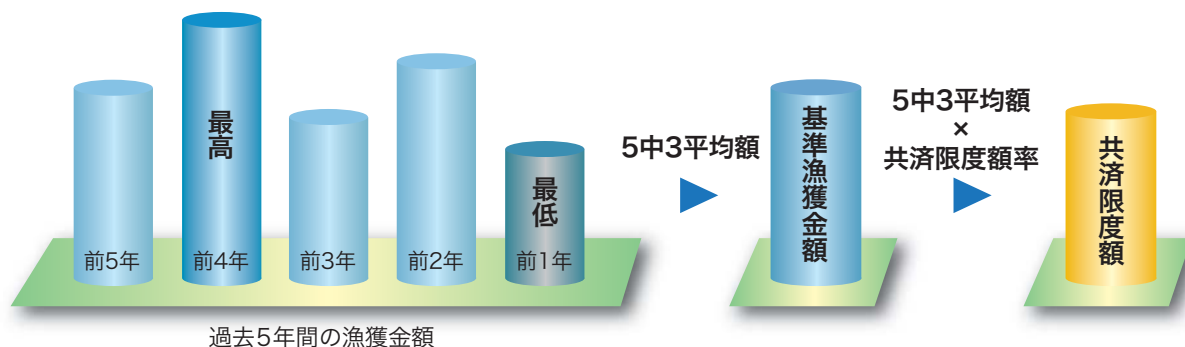
共済責任期間中の漁獲金額が減少し、共済限度額に達しなかった場合に、その差額を契約内容に応じて補てんします。
※共済責任期間は、漁業時期の全てが含まれるように共済組合が定めます（周年操業の場合は1年間）。



共済限度額の算定方法

契約者の過去5年間の漁獲金額のうち、最高と最低の年を除いた3年平均額（5中3平均額）を基準に漁業事情等を考慮して算定される額（「基準漁獲金額」という。）に共済限度率を乗じて定めます。

※共済限度率は、70～90%の範囲で漁業種類ごとに定められています。



- ◆過去の漁獲実績が5年間ない場合は、実績のある年の平均額を基礎に基準漁獲金額を定めます。なお、過去の漁獲実績が最低1年間（1号漁業の場合は3年間、ぶり飼付漁業の場合は4年間）ない場合は加入できません。
- ◆契約の際は過去5年間、契約後は共済組合の求めに応じて漁獲金額等を報告して頂く必要があります。漁獲金額等の全てを報告することができない方は加入できません。
- ◆漁獲金額は、販売手数料等の販売に要する費用を控除する前の消費税込金額です。漁獲金額見合いの賠償金・保険金・給付金、販売されなかった漁獲物の時価評価額等を含みます。

4 加入のしかた

【加入方式】

都道府県知事が指定した漁協の地区及び漁業種類(以下「加入区」という。)ごとに次の加入方式があります。

区分	加入方式	内容
1号漁業	義務全数加入	加入区内の漁業者が義務加入手続きを行い、漁業者の全員が加入
	連合加入	義務加入手続きを行わないで、漁業者全員が加入
2号漁業	義務全数加入	加入区内の特定漁業者が義務加入手続きを行い、特定漁業者の全員が加入
	連合加入	上記以外の場合であって、加入区内の特定漁業者の1/2以上が加入
	任意加入	義務全数加入、連合加入以外(加入区設定がないときを含む。)のもの(漁業者1人でも加入可能)

※特定漁業者とは1t以上で漁業依存度が一定以上の者をいいます(以下、同じ。)

※義務全数加入の場合は、国の手厚い掛金補助が受けられます(合計総トン数が100t以上の漁船漁業を除きます。)

【契約方式】

区分	契約方式	内容
1号漁業	漁協自営契約	自営漁協が契約者となります。
	集団契約	加入区で営む漁業者の全員で団体を構成し、漁協が契約者となります。
2号漁業	個別契約	漁業者ごとに契約者となります。
	漁業者集団契約	共同操業を行う漁業者がグループを作って契約者となります。

※1号漁業の集団契約及び2号漁業の漁業者集団契約は集団全体の水揚げ金額の合計で共済事故の判断をします。

5 共済金の算定と契約内容の選択

【共済金の算定】

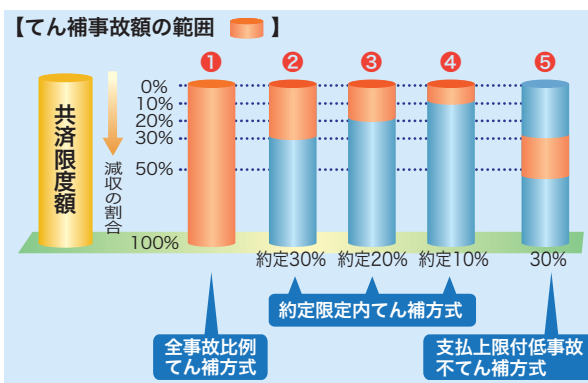
$$\text{共済金} = \text{てん補事故額} \times \text{てん補率} \times \text{契約割合}$$

◆てん補率は、1号漁業:70%、2号漁業:80%に定められています。

【てん補方式の選択】

てん補事故額を決定するてん補方式は下記の5種類から選択して頂くことをお勧めします。

てん補方式の名称		てん補事故額
①全事故比例てん補方式		減収額をてん補(共済限度額が上限)
約定限度内てん補方式	②約定30%	減収額をてん補(共済限度額の30%が上限)
	③約定20%	減収額をてん補(共済限度額の20%が上限)
	④約定10%	減収額をてん補(共済限度額の10%が上限)
⑤支払上限付低事故 不てん補方式30%		共済限度額の30%を超える減収額をてん補(共済限度額の20%が上限)



※減収額=共済限度額-漁獲金額

【契約割合(共済金額)の選択】

●共済事故になった場合、てん補事故額の何割を補償するかを決める「契約割合」を選択して頂きます。

※1号漁業の契約割合は40%以上でなければなりません。

●共済金額=共済限度額×契約割合

6 長期継続申込特約

◆長期継続申込特約(4年間セット)で契約すると、最初の年は共済掛金率が10%、2年目以降は20%割引になるほか、4年間とも無事故又は少額共済金の場合には、無事故返戻金が受けられます。

◆長期継続申込特約期間中は、原則として、契約内容の変更は出来ません(但し、1年目が無事故の場合は2年目、2年目が無事故の場合は3年目に、それぞれ20%を上限に契約割合の引上が可能です。)

7 共済掛金

- 共済掛金率は都道府県ごと、漁業種類ごと、てん補方式ごとに定められています（共済掛金率は定期的に見直されます。）。
 - 共済掛金率の割増・割引が適用されます。
 - ・ 包括契約割引（2号漁業で複数の漁業種類や漁労体を包括して契約する場合10%割引）
 - ・ 漁業者集団契約割引（契約方式を漁業者集団とする場合、加入区内の加入漁業者数に応じ10%割引又は30%割引）
 - ・ 等級別割増・割引（前年度契約の共済事故・無事故による割増・割引で、最大50%割引～50%割増）
 - ・ 長期継続申込特約割引（10%割引又は20%割引）
 - 共済掛金は分割支払が可能な場合があります。
 - 共済掛金は全額損金（必要経費）算入できます。
- ※ 選択した契約内容（てん補方式、契約割合）によって共済掛金が異なります（詳細については、共済組合にご確認下さい。）。

8 国の共済掛金補助

- 共済掛金の国庫補助率は、漁業種類、漁船の規模及び加入区内の加入状況に応じて定められています。

【国の掛金補助率】

区分		補助 限度率	補助率	
			義務全数加入	連合加入
1号漁業（採貝・採藻業）		80%	65%	32.5%
2号漁業（漁船・定置漁業）	10t未満	80%	60%	30%
	10t～20t	80%	50%	25%
	20t～50t	65%	45%	15%
	50t～100t	60%	35%	10%
	小型定置	80%	60%	30%
	大型定置	65%	40%	20%

※ 補助限度率を超える契約割合の部分は補助対象となりません。

国の補助対象とならない場合

- ◆ 合計総トン数が100トン以上の漁船の場合
- ◆ 契約割合が30%（合計総トン数が20トン未満の漁船及び小型定置は40%）未満の場合
- ◆ 加入区の1/2以上の特定漁業者が契約しない場合
- ◆ 基準漁獲金額が1.6億円（漁協・生産組合の自営定置等は8億円）を超える部分

「ぎょさい」に加入してから守っていただく大切なこと

- 漁場条件や基本的な操業方法に変更が生じたときは、漁協又は共済組合に速やかに連絡して下さい。
- 共済組合が販売状況等について報告を求めたときは速やかに報告して下さい。

こんな時には、共済金の全部又は一部が減額されることがあります

- 上記の事項が守れないとき。
- 通常行うべき操業努力が行われていないとき。
- 過去と契約年の基本的な操業方法が大幅に異なるとき。
- 長期にわたり操業しなかったとき。
- 共済金が1万円未満のとき。
- その他、共済規程で定める免責事項に該当するとき。

※ 共済責任期間中に廃業したときは、共済契約は失効します。

詳しくは、漁協又は共済組合にお問い合わせ下さい。



URL: <http://www.gyosai.or.jp>

ぎょさい

検索